

～新人弁護士 伊藤真悟 ご挨拶～

初めまして。この度、弁護士法人けやき総合法律事務所に入所いたしました伊藤真悟と申します。

私は、愛知県名古屋で生まれ育ち、早稲田大学から一橋大学法科大学院へ進学し、福島県での司法修習を経てまいりました。ですので、熊谷とは元々縁のない人間です。

そんな私が当事務所に入所した理由は、地域に密着した「街弁」で在りたいと考えていたこと、そして、当事務所が日々の業務に加え人権擁護と社会正義の実現に力を入れている事務所だったからです。

今後、弁護士として埼玉県北部地域に根付き、街の人たちに気軽に相談に来て頂ける存在になることを目指すとともに、学生時代から取り組んできた労働問題、及び福島において修習する中で問題の根深さを知った原発問題に全力で取り組んでいきたいと考えております。

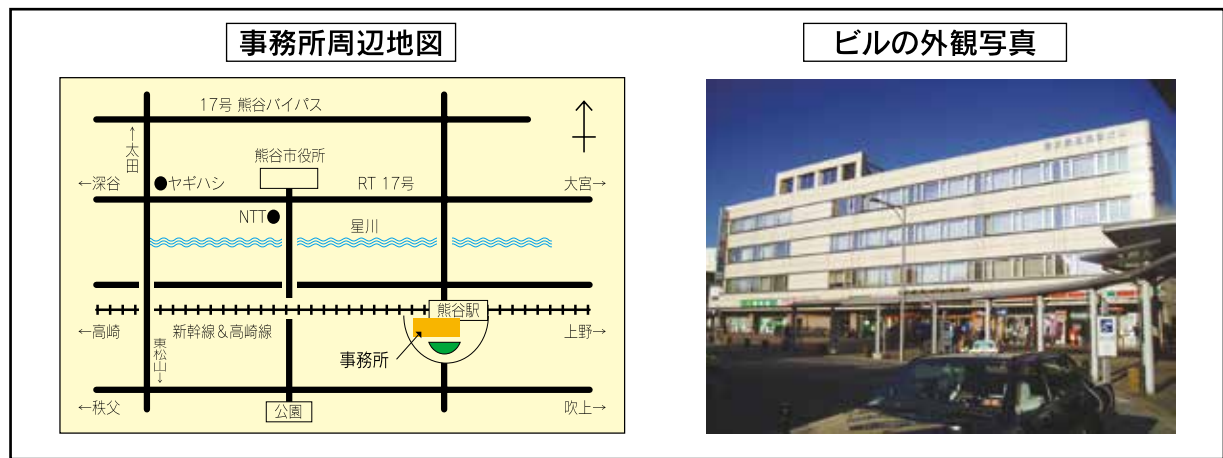
社会人経験もなく、また人間としてもまだまだ未熟者ですが、野球等で培った体力と、通信制高校からここまでたどり着く動機となった弁護士として活躍したいという情熱を武器として、全力で精進して参りますので、どうかよろしくお願いいたします。



～笠原徳之弁護士独立のお知らせ～

平成24年3月31日をもって、笠原徳之弁護士が独立を致しました。現在は東松山市にて事務所を構え、ご活躍されております。今後とも、皆様方の温かいご指導とご鞭撻を宜しくお願い申し上げます。

東松山総合法律事務所 〒355-0017 埼玉県東松山市松葉町2-1-13
TEL 0493-81-3744 FAX 0493-81-3745



業務案内
業務時間 祝日を除く月～金曜日 午前9時～午後6時
法律相談 法律问题が発生しそうな場合、まず法律相談を行います。
相談の予約 午前9時～午後5時の間に 048-527-6200 へお電話下さい。
事件の依頼 弁護士が代理人として、裁判を行います。
法テラスによる法律扶助 当事務所では、弁護士費用を一括で用意することが困難な方のための、費用を立て替える制度(法テラスによる法律扶助制度)の利用も可能です。

けやき総合法律事務所 ニュース

弁護士法人 けやき総合法律事務所
〒360-0036
埼玉県熊谷市桜木町一丁目1番1号
秩父鉄道熊谷ビル4階
TEL 048-527-6200
FAX 048-527-6210
http://www.keyakisougou-law.jp

寒中お見舞い申し上げます



池田の燧岳
秋晴れの一日、尾瀬を周遊する。稜線上に広がる池田湖に
春にスキー滑降した燧岳が立つ。
(撮影/南雲芳夫)

冬になると、シベリアからの季節風は新潟などに多量の積雪をもたらす代わりに、関東平野北部の熊谷は、湿気を奪われた空っ風が吹き、遠くの山までよく見えるようになります。

日本百名山に限っても、富士山、丹沢、雲取山、甲武信岳、両神山、浅間山、谷川岳、赤城山、至仏山、草津白根山、男体山、日光白根山、筑波山、八ヶ岳と14座を見ることができます。また、空気が乾くとシリウスや昴が夜空に瞬きます。

寒いことも見方を変えるとありがたいものだと思います。

1月からは新進気鋭の伊藤真悟弁護士が事務所の仲間に加わってくれました。今年も、旧に変わらぬご指導・ご鞭撻をお願い申し上げます。

弁護士法人 けやき総合法律事務所
所長 弁護士 南雲 芳夫
弁護士 白石 加代子
弁護士 塩谷 真理絵
弁護士 伊藤 真悟
事務局長 長坂 周
ほか事務局 一同

「生業を返せ、地域を返せ！」をスローガンにして 福島原発事故訴訟を提起しました。

弁護士 南雲 芳夫



昨年3月11日に、福島地方裁判所に「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故訴訟を提起しました。原告は、原発事故当時、福島県及び隣接県に居住していた人であり、事故後に引き続き留まった人も、避難した人も一緒に原告となっています。被告は、事故をおこした東京電力と、国策として原発推進をしてきた国です。裁判では、原発事故前の状態に戻せという原状回復請求と、原状回復まで月額5万円の慰謝料の支払いを求めています。形式としては、原発事故による放射線の影響を除いて元に戻せという形となっていますが、原告の真の要求はそれだけでなく「ふるさと」「なりわい」、そして元の生活を返せということです。

日本国憲法第13条は「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と定めています。原告は、この人格権の一内容として、「放射性物質によって汚染されていない環境において生活する権利」があり、原発事故により、この権利が侵害されたと主張しているものです。

昨年中に、追加提訴が続き、原告数は約2000名に達しています。今年も、さらに追加提訴の予定です。

法廷では、東京電力は自分の過失を審理すること自体に反対し、国は正面から責任を否定してきており、毎回の法廷は激しいやりとりが続いています。

今年も法廷で激しい攻防が予想されますが、この裁判を通じて、原発事故による被害を明らかにすること、国と東電の加害責任を明らかにすること、被害の本当の救済を目指すこと、そして、二度と原発事故の被害を起ささないための脱原発の実現に向けて取り組みを強めていきたいと考えています。

「この国のかたち」が変わる？ 「秘密保護法」から「安全保障基本法」へ

弁護士 南雲 芳夫

「何が秘密？..それは秘密」

去年は、多くの学者・文化人・演劇人などが反対や憂慮を示す中、特定秘密保護法の強行採決がなされました。小選挙区制度によって民意をいびつに反映して作られた巨大与党ですが、そのおごりを目の当たりにしました。

「法律で憲法を変える？」

しかし、自民党・安倍首相の思いは、これとどまるものではありません。



自民党は、一昨年7月に、「国家安全保障基本法案」を準備しており、そこにおいて、これまで憲法9条によって禁止されていた集団的自衛権の行使ができるようにすることを目指しています。

イラク戦争の際には、ファルージャの悲劇に見られるように、市民を含む多くの悲惨な被害が、米軍によってもたらされました。わが国の自衛隊はサマワに駐屯しながらも、戦闘行為に参加しませんでした。9条が集団的自衛権の行使を禁止しており、自衛隊は最後の一线を越えることができなかったのです。

「戦争が廊下の奥に立つてみた」(作者渡辺白泉)

思わずぞっとするような句ですが、安倍政権が続く限り、全くの杞憂とは言えないようです。

法律で憲法も変えてしまうという本末転倒是許してはいけなく強く思います。

Stop! 秘密保全法 共同行動

提訴から約1年 ～曙ブレーキ工業によるアスベスト被害の賠償を求めて～

弁護士 塩谷真理絵

曙ブレーキ工業株式会社によるアスベスト被害の賠償を求めて、さいたま地方裁判所に訴訟を提起してから約1年が経過しました。

曙ブレーキは、世界的な自動車部品メーカーで、主に自動車用・鉄道用ブレーキの生産を行っています。曙ブレーキのブレーキ製品には、近年まで原料としてアスベストが使用されており、その製造過程では、大量のアスベスト粉じんが発生していましたが、曙ブレーキは従業員の防塵マスクの着用を徹底するなどの対策をとってきませんでした。そのため、多くの従業員がアスベスト粉じんにさらされ、その結果、肺がんや石綿肺などの石綿関連疾患に罹患することとなり、亡くなられた方も少なくありません。

この訴訟の原告となっているのも、長年曙ブレーキで働き、石綿関連疾患に罹患した元従業員とその遺族です。原告団と私たち弁護団は、曙ブレーキ羽生工場に赴き、被害者への謝罪、賠償、誠実協議の申入れを行いました。曙ブレーキは、自らの責任を一切認めようとはせず、被害者への謝罪、賠償に応じませんでした。私たちは、曙ブレーキの法的責任を明らかにし、原告らに対する誠意ある謝罪と被害に見合った賠償の実現を求めて、2012年11月、訴訟提起に踏み切りました。

提訴から約1年、原告団を支援する動きが着実に広がってきています。2013年3月に、地域の団体と個人が会員となり、「曙ブレーキ被害賠償訴訟を支援する会」が発足しました。支援する会の一員でもある埼玉土建行田羽生支部の協力を受け、7月、11月、12月に、支援する会と原告団は、羽生駅頭でビラ配布等を実施し、裁判への支援を訴えてきました。毎回の裁判期日には、支援する会の会員や首都圏建設アスベスト訴訟の関係者等、多数の方々の傍聴支援を受け、大変勇気付けられています。

2013年8月には、支援する会が中心となり、羽生市内で、「命て、なんぼなん？ー大阪泉南地域のアスベスト禍を問うー」という映画の上映会を開くことができました。この映画は、大阪泉南地域の紡績産業によりアスベスト被害にあった人々が病気に闘いながら、国家賠償を求めて裁判闘争を行う姿を追いかけたドキュメンタリー映画です。病気に苦しむ人々の姿、裁判途中で亡くなられた方の多さに、改めてアスベスト被害の悲惨さを痛感しました。泉南のアスベスト被害者の苦しみは、同じアスベストの被害を受けた曙ブレーキの被害者の苦しみと重なるものです。

今年、この曙ブレーキの裁判でも、いよいよ当事者尋問の手続に入り、被害を受けた原告らが自らの言葉で被害の実態を訴える予定です。私たち弁護団は、今後も、多くの方の支援を力に、曙ブレーキの法的責任を明らかにし、原告らに対する誠意ある謝罪と被害に見合った賠償を勝ち取るべく、そして、全てのアスベスト被害者の救済につながるように、全力で闘っていきます。

なお、昨年12月25日に大阪泉南アスベスト裁判で大阪高裁は国の責任を広く認める画期的な判決を下しており、私たちの裁判も励まされました。

曙ブレーキはアスベスト被害の責任を認め、被害者へ謝罪と賠償を



「アスベスト(石綿)」
粉塵は髪の毛の約5千分の1の微細な繊維となって空中をたどる

首都圏建設アスベスト訴訟 高裁へ、そして2次提訴で

弁護士 南雲 芳夫

一昨年12月に、首都圏建設アスベスト訴訟の判決がありました。アスベスト(石綿)は発がん性があり、現在では使用が禁止されていますが、かつては、その約7割が建材に使われていました。そのため、建材を切断などする際に、建設職人が石綿粉じんを吸い込むこととなり、肺がん・石綿肺などの被害が多発しています。

東京地裁の判決は、石綿を含む建材を作ったメーカーの責任は不当にも認めませんでした。安全確保のための規制を怠った国の責任を認めて、被害者の建設職人らに賠償を命じたものです。

現在、東京高等裁判所に事件が係属して、裁判が続いています。責任が認められた国との関係では国が控訴し、建材メーカーとの関係では原告側が控訴して、激しい論争を行っています。

今年の5月には、前回の裁判提訴後に、労災認定をされた人を中心に、2次提訴を予定しています。

アスベストは長期の潜伏期間があることから、これからも被害の発生が続くことが予想されています。裁判の勝利の確定を通じて、まっとうな救済制度の確立させることが急務といえます。